# 赤穂市立中学校の部活動に係る方針

令和元年 赤穂市教育委員会

# 赤穂市立中学校の部活動に係る方針

#### 1 方針策定の趣旨

本方針は、赤穂市の中学校段階における部活動を主な対象とし、生徒にとって望ま しい環境 (スポーツ・文化) を構築するという観点に立ち、部活動が学校、競技種 目、地域等に応じた多用な形で最適に実施されることを目指していく。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、健全な生活習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程と の関連が図られるように留意する。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 部活動実施要項の策定

校長は、「赤穂市立中学校の部活動に係る方針」に則り、毎年度、「学校の部活動実施要項」を策定し、赤穂市教育委員会に提出する。

# 3 指導・運営に係る態勢の構築

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充 実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施 できるよう、適正な数の部を設置する。
- (2) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に 鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、 適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営 及び管理に係る態勢の構築を図る。
- (3) 部活動顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該種目の技術的な指

導は、地域などでの優れた指導力を有する部活動外部指導者が中心となって行うことも考えられる。その場合には、学校全体及び各部の目標や方針、各部の計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について部活動外部指導者と十分な調整を行う。必要なときには顧問の教員は部活動外部指導者に適切な指示を行うこととし、指導を部活動外部指導者に任せきりとならないようにする。

部活動指導員 ・・・中学校, 高等学校等において, 校長の監督を受け, 部活動 の技術指導や大会への引率を行うことを職務とする。

部活動指導補助員・・・顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。

(4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を 把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、成果を検 証していくPDCAサイクルによる活動を目指していく。

また,年間計画の作成にあたっては,参加する大会,コンクール,練習試合等 を精選していく。

(5) 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等 について積極的に説明し、理解を得る。

## 4 適切な指導の実施

- (1) 健康管理については、年度当初に実施される健康診断結果を共有し、担当する 部員の詳細な情報を把握し、個人の能力と健康面を考えた無理のない活動内容や 練習メニューを工夫する。また、生徒に自己管理に努めるよう指導を行ってい く。
- (2) 事故防止や安全確保に留意し、活動時の交通安全や関係施設・設備・用具等の 点検を行い、事故防止に努める。また、生徒に用具の手入れや点検を習慣づけて いく。
- (3) 学校教育の一環として行われる部活動において、指導と称して殴る・蹴ること 等はもちろん、決して懲戒として体罰を行ってはいけない。指導者は生徒の人間 性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されないこと

を認識し,指導を行っていく。

- (4) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るため休養を適切に取ることが必要であること、また過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解することが必要である。
- (5) 部活動顧問は、生徒の体力の向上や、生徒が生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト(燃え尽き症候群)することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標が達成できるよう、適切な休養を取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導の工夫を行う。
- (6) 継続的にスポーツ活動や文化活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することを学校が支援すること自体は問題ないが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにする。
- (7) 全国的に運動部活動で生徒の事故,突然死,熱中症等が発生しており,けがや 事故を未然に防止し,安全な活動を実現するための学校全体としての万全な体制 づくりを行っていく。
- (8) 常に生徒の健康管理に注意する。特に熱中症を予防するため、屋内外に関わらず、こまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れること。
- (9) 指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡の整備を徹底しておく。

# 5 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等を踏まえ、以下を基準とする。

- ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日・日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 週あたり1日の平日の休養日については、学校で1つの曜日に設定する。
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、他団体主催の大会、公式試合、練習試合等の場合は、校長に申請し、生徒の過度の負担にならないように十分配慮する。
- オ 定期考査前の活動については、学校の部活動実施要項による。ただし、定期 考査前後の大会に参加する場合は、保護者へ事前に連絡し、校長の許可を得て 1時間程度の練習をすることができる。
- カ ノー部活デーの実施については、学校便り等で保護者に周知する。
- (2) 気温 (35 ℃以上) や暑さ指数 (WBGT) を確認し、それに沿った活動を行う。なかでも暑さ指数 31 ℃以上の場合は活動を中止する。
- (3) 夏季休業中など、暑さが予想される場合は、早朝から活動を行うように時間を変更するなど、生徒が高温の中で部活動を行わない工夫をする。

## 6 指導力の向上に向けて

- (1) 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用していく。
- (2) 指導者は、部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該部活動の技術的な 指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、 心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅 広い知識や技能を継続的に習得し、多用な面での指導力向上を心がける。

#### 〈参考〉

- ○いきいき運動部活動(兵庫県教育委員会2018年9月)
- ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁2018年3月)
- ○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁2018年12月)
- ○運動部活動での指導のガイドライン(文部科学省2013年5月)
- ○中学校学習指導要領(2017年3月改訂)
- ○中学校学習指導要領解説 保健体育編(2017年3月改訂)
- ○熱中症対策ガイドライン(環境省 2018年3月)